

第三十四回 参議院文教委員会會議録第九号

昭和三十五年三月三十一日(木曜日)午後一時三十七分開会

委員の異動

三月三十日委員吉江勝保君辞任につき、その補欠として津島壽一君を議長において指名した。

本日委員津島壽一君辞任につき、その補欠として吉江勝保君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

理事

安部 清美君
北畠 教真君
吉江 勝保君
加瀬 完君

委員

御木 亨弘君
近藤 鶴代君
杉浦 武雄君
野本 品吉君
横山 フク君
岡 三郎君
千葉千代世君
相馬 助治君
柏原 ヤス君
常岡 一郎君
岩間 正男君
政府委員
文部政務次官 宮澤 喜一君
文部省初等中等教育局長 内藤馨三郎君
事務局側
常任委員 工業 英司君
会専門員

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○理事(加瀬完君)

ただいまから文教委員会を開会いたします。
本日は委員長が急病のため、私、かわりまして本委員会を主宰いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

三月三十日、吉江勝保君が委員を辞任され、その補欠として津島壽一君が委員に選任されました。また、三月三十一日、津島壽一君が委員を辞任され、吉江勝保君が補欠として選任されました。以上であります。

○理事(加瀬完君)

次に、理事の補欠互選についてお諮りいたします。
現在、当委員会に理事が一名欠員となっております。互選は、慣例により成規の手続を省略いたしまして、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(加瀬完君)

御異議ないと認め、委員長より、吉江勝保君を理事に指名いたします。

○理事(加瀬完君) 次に、委員長及び理事打合会の経過について御報告いたします。

ました結果、本日は、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案を議題とし、本法案を議決することに決定いたしました。

また、公立学校の事務職員待遇改善に關して、当委員会として決議を行なうことに決定いたしました。

以上報告の通り審議を進めて参りました。以上存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(加瀬完君) 御異議ないと認め、さより取り計らいます。

○理事(加瀬完君) それでは、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法案に対して御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○千葉千代世君 後ほど決議案が出るわけでございますけれども、この決議案の内容の審議はまた別にいたしますか。伺いますけど、取り扱いについて。

○理事(加瀬完君) そうなることと存じます。

○千葉千代世君 それでは、本法案に對しまして、事務職員の方々が、やはりこの中に事務職員をどうしても加えていたいただきたいという、そういう要望があったわけですね。しかしながら、それが取り入れられないで、決議の形になると、どうも今伺いましたのですが、特に事務職員の方々の中で、教育関係の中に、どうしても自分たちが

仕事をしている内容について、十分に文部省としても理解をいただけないのではないかという不安がある。具体的には、夜間の場合でも学校給食とか、あるいは金銭の收受とか、あるいは授業料の徴収とか、それから子供たちの相談相手になるとか、全日制と異なつて非常に勤務が多い、だからお金が払えなくて、授業料が払えないので退学しなければならぬという相談を普通の先生方になさると一緒に、直接、事務職員の方に親兄弟のような気持ちでなさつておられる方も多いとか、こう聞いているわけです。それから物品の購入なんかいたしましたも、定時制の通信教育振興法なんかに基づいて購入するとか、あるいは理科教育振興法とか、学校図書法に基づいて、いろいろな関連事項の中で事務職員としてたくさん仕事を受けて持っている。急病のあった場合には自分たちがかわつて看護したり、家庭に送り届けたりする、あるいは就職指導とか、職場の開拓とか、あつせん、それから生活指導等々にも教員と協力して一緒に仕事を遂行している、その中で、特に夜間なんか暴力団から守るとか、女の子ですと痴漢から守るとか、女の子のほうに、人に知られないような苦勞を重ねて、事務職員の方が仕事をしている、だからこれはやはり正式に改正法の中に盛り込んでもらいたいという、こういう強い要望があつたのです。御承知のように、二十六国会で、事務職員の給与の改善などの件で衆議院

で取り上げた、そのときに社会党の方から、事務職員を教員並みに取り扱つてほしいという提案がされたのでありますが、文部省はこれに反對してだめになつた。そのときに通つた法案の中で、事務職員の結核給与については教員並みに取り扱つた、というふうなきめをなされておつたし、それと同時に、市町村立学校職員給与負担法の一部改正の中で、時間外勤務手当を支給することになつて、全国的に六割支給するといふふうになつておりますが、現在、調査してみますといふと、これは実態調査を見せていただきましたけれども、大体六割支給しているのは、北海道とか、神奈川の二件だけで、あとは平均して三割、四割、それならいい方だけれども、なかなか思う通りにいってない、そういう状態について文部省で調査したことがあるかどうか、そういう点を少し明らかにしていただきたい。

○政府委員(内藤馨三郎君) 公立学校の事務職員について待遇の適正がはかられていない、というふうな御趣旨の御質問のように承つたのですが、私どもも、できるだけ公立学校の事務職員が他の公務員と差のないようにいたしたい、で、衆議院でも実はこの問題が論議されましたときにも、たとえば格づけをよくするとか、あるいは俸給の運用の面においてできるだけ優遇するとか、あるいは先ほどお話の、結核休職をできるだけ教員並みにしていくとか、教員にはないけれども、超過

ておる。もう一ぺんその点をお答へ願います。特徴はあります。

○政府委員(内藤三郎君) 差等があるから手当を出さなければならないと私も判断したのでございまして、特に全日制の場合に、子供の家庭の、あるいは経営について、いろいろと直接、先生が出向いて指導することはほとんどないと思つてございまして。特に高等学校の場合には学校中心の教育が行なわれているわけにございまして。ところが定時制の場合になりますと、何と申しましても、働いているところの職場と学校における教育が一体的な関連のもとに行なわれなくちゃならぬ、こういう観点から、生徒の個別指導もございまして、特に今申しました職場と学校と、この関係の点について特別な考慮が払われ、また教育上非常に困難性が伴う、こういう点に着目したわけにございまして。

○岡三郎君 幾ら聞いても私にはよくわからぬが、問題は定時制とか、通信教育に携わる先生方、みんな人情として、同じ資格ならば全日制の学校に勤めたい、こういう希望者が普通です。しかし、いろいろな環境、条件の上に立つて、定時制の教育なり、それから通信教育という方面に従事している勤労学徒の面についても、十分そういうふうな意欲をもつてやっていると多分思ふのだが、しかし現実問題として、同じにしておいたならば、みんな全日制の方に優秀な教師は希望をしていくだろう。そこで放つておけば、いわゆる全日制というのは言葉の表現はあんまりおもしろくないか知らぬが、これは大企業と同じで、定時制とか、通信教育というものは中小企業のように

なもんだと考えてみれば、いわば放つておけば同一資格のものは全日制の方へいきなりという、そういうふうな傾向にならぬと限らぬ。そこで、こういうふうな角度から、これらの教育に特段の意を用いて、優秀な人材を確保する必要があるが出てくる。それでなくては勤労学徒の教育機会均等、向上を意欲的に盛り上げていく教師は確保できない。私はこういうふうな角度でやられたのじゃないかと考えるのですが、その点はどうですか。

○政府委員(内藤三郎君) たしかに私どもは、定時制なり、通信教育の教授方法にしても、指導にいたしましては、大へん困難であり、複雑だ、これは全日制に比べればその比でないといふことで、今お話のように、どっちを運ぶかといったらみんな全日制の方を希望されることだろうと思ふ。それだけ定時制なり、通信教育の形態が厄介であることは事実でございまして。この点に着目して、手当を支給して、優秀な教員をその職場に確保したい、こういうことでございまして。

○岡三郎君 どうも回りくどいようなことを言っておられるが、まあ私は本質的に考えて見て、どうしたならば定時制及び通信教育に優秀な教師を確保できるかという点について、放置すれば水の低きに流れるがごとくに全日制の方へ移っていく、これは人情の現状においてははむべからざるところだと思ふ。そういうふうな観点から見た場合に、定時制なり、通信教育を振興するために、教師だけではなくて、事務職員自体も、やはりこれに従事して誠心やっている。それで同じ昼間部についても、定時制の方と全日制の方から

いへば、事務職員についても定時制の方が希望が少くない。全日制の方が相当事務職員もおつて、職場の環境自体、将来性からいってもそちらの方が有利である、こういうふうなことで、これは常識だと思ふのです。そういう中に考へてみたときに、通信教育なり定時制教育を振興するというならば、やはりそれに従事しているものも全部含めて、やはり優遇措置を講ずるというところが首尾一貫していると思ふのですが、その点はどうですか。

○政府委員(内藤三郎君) 多少私どもはその事務職員とは異なっていると思ふのでございまして。教育の実態なり方法が非常に複雑であり、困難である、こういうことでこの手当を出しているわけですが、事務職員はお話のように、多少の私は差はあるかと思ふけれども、勤めておる職務の内容がそれ自体は、全日制であろうと定時制であろうと、本質的には異なるものではないと思ふのであります。

○岡三郎君 だからその論法でいへば、定時制と全日制について、教師のいわゆる任務のどっちがどうだという論になれば、それぞれの特徴点があるということは認めるが、同じで、しかし優良なる教師というものは放置すれば全日制の方に行ってしまうという観点から、それは教育の、いわゆる教師の均衡を失するから、こちらに優遇措置を講じていけば、要するにその平均が保たれるというように私は考へる。それでなければ、だれだって優秀な教師は何かチャンスがあれば、定時制の昼間部に行つてゐる者は全日制に行くということは当然だと思ふのです。そういうふうな角度でものを見て

いかなければ……。これは全日制昼間部という角度からいけば、全日制でもピンからキリまであります。山間僻地にあるところの全日制の高等学校というものは、同じように周辺との関連というものを深めていかなければならぬ。ただ、学校で教育しているだけでは間に合ふところは一ぱいあると思ふ。そういうふうなことを考へていつた場合に、私はこの法律が出て、定時制とそれから通信教育の振興をしていくのだというところがあるならば、この定時制と通信教育に従事している者に分け隔てなくやるんだということになれば、教師はいんだが、そこに携わっている事務職員は、数も少ないし、相当に繁忙な日を過ごしている。それじゃそういうふうな形で、そういう人たちが優位にならばどうかということになると、事務職員だつてできるならば全日制の方に行きたいわけですよ、実際問題として。これは私たちが常識的に考へてみてもそうだし、調査してみれば、個々に当たつてみればそうです。定時制の昼間部というものは、ともすれば、文部省の方針だか何だか知らぬが、地方財政の圧迫を受けて減りがちです。山形とか秋田とかいう所においては、定時制の昼間部は減つてしまつたよ、縮小されてきた。そういうふうな点については身分の不安定さも相当あったと思ふのです。全日制の方を廃止するといつたら大へんですが、定時制の方の学校は縮小して相当規模にしようとか、いろいろの方面でそういうことをやつてこられたと思つておる。そういうことからいへば、やはり通信教育とか、定時制のこういう教育に従事

している人々は何らかの措置を講じてそれを確保する。そうすれば経験も生かされるし、長期にわたつての、十数年の充足以来のこういうふうな教育についての熱心さも生かされてくるというふうなことを考へていって、私はやはり定時制なり、通信教育振興法のこれを振興する。振興するといふことを考へるならば含めるべきだと思ふのです。それを下だけは切り離して、教師だけはよくするのだと、これでは片手落ちじゃないかと私は思ふのです。よ、体系からいつても、だから全日制の事務職員と定時制のあるいは通信教育の事務職員との少々の差等があつて初めて水準が同一になるのではないか。ある程度こういうふうな定時制の教育に携わつてゐる事務職員も、身分の不安定はあるけれども、政府は認めてくれたのだという角度で、安心感を持つて仕事が進められる、ここに定時制なり通信教育の振興という一貫した意味が私は通つてくると思ふがどうですか、大した金じゃないやありませんか。

○政府委員(内藤三郎君) 私ども金の問題じゃありませんので、一つの本質的な問題に入つておると思ふのであります。と申しますのは、定時制、通信教育の教師と全日制の教師の職務の内容を調べてみますと、これは相当本質的に違ふ面があるからこういう手当を支給したい。事務職員の場合には一般の事務職員と職務の内容が違つてゐるわけじゃないでございまして、ただ場所が違ふし、時期が違ふ、これはあり得ると思ふけれども、本質的に一般の事務職員と異なつてゐると思へないわけでありまして。

○岡三郎君 そういふふうな理屈をつけて、いつでも事務職員という弱い者を助けたい傾向が文部省は強い。だから理屈はつけようによって、今までの産業教育の振興についても、手当に於いても、産業教育を振興する一番初めに出てきたのは何か、農水手当でしょ。ところが産業手当というふうになれば、工業を抜いて農水手当を先にやるという理屈は立たない。これは当時からいえば、農水の方が予算が少なく済むから——これは議員立法でもあったけれども、付帯決議で、今度工業の方にこれが拡大していった。そのときなんか理屈のつけようがない。農水は特に生きものを扱っているとか、あるいは実習によって特別に出ていかなければならぬとか、いろいろな理屈をつけたが、そのときはそういう理屈をつけた。工業はどうしていけないかと云ったら、困るからと、そういうへ理屈を並べてやって、次は工業の方に発展していく。だから、私はそういうつどつどの理由づけというものの苦心はわかりますよ、わかるが、苦心はわかるとしても、定時制教育とか、通信教育を振興すると言ふなら、それに関係している者に、ともに喜びを分かち合ふべきではない。現実によつて、人を切り離して……、これは全日制の事務職員と変わりはないのだ。そういうことではなくして、特にこういふものを振興するのだから、喜びを分けてやる。特に、そういうふうな煩瑣な仕事をやっているというふうな場合には、定時制の昼間部なんかの事務職員なんというのはごく数が少ないですね、だから、そういうふうな点についてぜひそういうふうなことをしてもらいたいと思うが、今そういうことをしようという、また突っ込まれそうだからなかなか言えないだらうけれども、私はいつでもそうだが、どうして教育の振興という問題から、これに従事している事務職員だけが省くのか。少なくとも定時制と通信教育に従事して、その下働きをしている事務職員の方がやはり意欲を持つというところが、この教育全体の一面のささえになっているわけですね。それを振興するということのろしを上げておいて、それだけをカットするということになれば、今までの状態よりもなお意欲を失いますよ、片一方だけをよくして、片一方は全然お前たちは同じだ、それならやらない方がいいということになり、事務のごく少ない人の意欲を失なっていくということになる、私は結果としてなると思う。だから私はどうしてもやってももらいたいと思ふ。宮澤さん、どうですか、今の内藤局長の答は……。

○政府委員(宮澤喜一君) 岡委員の御指摘は、要するに、定時制と全日制に勤めまわす者の給与に格差をつけることによつて……。

○岡三郎君 手当の……、給与はいかに。

○政府委員(宮澤喜一君) 手当に格差をつけることによつて定時制に優秀な人材を少しでも確保しよう、この目的でこの法案はあるだらうから、従つて事務職員についても同じじゃないかという論理でお話があったと思います。私はその論理はその通りだと思ひます。かりに事務職員に同じような手当を出しますならば、それによつて少しでも事務職員の足を定時制の方にとどめておくことができる、そういう目的を達し得るということでは私はそれは間違ひないと思ひます。そのことについての一理あることは十分にわかりますけれども、他方で、私も文部省としては、従来から教育公務員という形、それからそうでない者との間に、二つのものを切り離して考えておりましたし、また、先ほどから初中局長が申しますように、定時制の場合と全日制の場合の教員の勤務の実態の違い、これを比較いたしました場合に、事務職員の勤務の実態の違い、それが片方においては相当実態が違ふけれども、事務職員の勤務の実態については、さして異なつてはいないと、こういう御説明を初中局長が申しておりました。その点も、いつてみれば、非常に違ふ違ふない、相対論になるかとも思ひます。しかしながら、それは同じだということもまた言えないであります。他方で事務職員についてお示しのようなことを考へるといたしますならば、これは従来からやつておりましたところの超過勤務手当、それがたとい、先ほど千葉委員から御指摘のように、不十分なものでありまして、ともかくも超過勤務の手当というものが支給されておるのでありますから、それとの調整の問題もございましょうし、御指摘の点は一理があると思ひますけれども、私も私が考へておりましたことにも理がないわけではないように思ひます。いずれにいたしましても、これは将来とも研究いたさなければならぬ問題かと考へます。

○岩間正男君 長いことは言わないのですが、今のお話を聞いていて、なお感ずることなんですが、結局一つの職場ですと、そこではやはり意思統一をしてやつていかなければならぬ、仕事を。そのときに、一方だけはこれは手当がついて一方につかない、こういうときに職場でどういふ感情が起るか、この点をあなたたちはつかんでいない。これはまずい。これはかえつて逆効果になる。私がさっき言つたように逆効果になる面があります。事務職員もこれはおもしろくない、これはだれだって人間ですからね。そういうところをつかまなければ政治にならないと思うのです。どうもその点で、今、次官のお話がありました、教員と職員と二本立にやつてきた、そういう体系がある。しかしこれはよくないのだ。文部省のこの体系はやめなう。一つの学校なら学校の中で、ほんとうに教員も職員も意思統一して一つの目標に向かつていくというのは、これはやはり望ましい。だから給与のそういう問題についても私はメスを入れなくてはならないと云ふのだ。今のようないことが、もたらさういふことがあつたから、そこまでどういふいかなうかならぬのだという立論の仕方というのは、もつと現実について、そしてもつと教育の運営のために、効果が上がるというふうに認識すべきだ。その根拠はなかなかむづかしい。とにかく定時制の先生たちが勤務に於いて非常に困難な面、いろいろなさういふような煩瑣な面があるということ、これを認めていけば、これは具体的に事務の面においても私は起こつてくるであらうと思うのです。それはないのだというけれども、こんなのは測定したわけでもないでしう。測定も何もしないのだ。大体さう言わ

ないと、どうもこの法案はうまくないというふうなことで、ほんとうにそれはへ理屈になつておるのだ。だから私は、これはこれについての決議案も出ているようだが、その点は明白にしてもらわなければいけませんよ。どこに一体目標を置くのか。もつともあなた方の腹が別のところにあつて、職場を分裂させて各個に支配しようという、こういう考へでやつておつたのだたら、私はこれと戦わなければならぬ。しかし、さうでなければ、私の今言つたように、職場をあくまで統一して、ほんとうに教育の目標、目的を達成したいのだという点に立てば、それはやはり差別してはいけない。従つて、これは他日の問題になりましようが、この点については十分、次官も検討していただきたい、こういうふうな思ひです。

○岡三郎君 今の点についてちよつと。今の問題については、決議案のことです、今言われていること。だから二時半に行ければいいんでしう。実際はしからぬ、剣木さんあたり、教育をやつてきた人が、アデナウアーのために、実際の日本人の教師の問題をほつたらかすわけにいかぬけれども、これをつめてもらつて二時半にやめるといふだけでも、だから私は他の公務員と差等のないようにという衆議院の三十二年のあの話し合い、他の公務員と教育公務員は差等があり過ぎますよ、現実。あなたは教育委員会との交流は行なれておるといつておりますけれども、現場の事務職員は、教育に従事している事務職員は一般格が下だというふうな実情におかれていますよ、実際問題として。あなた県庁に

出入りになった者がどのくらいあります。か、ほんとうにこれはあとで資料として出してもらいたいと思うがね。他の公務員との差等のないようにという趣旨に基づいてやってこられたというならば、これはやっぱり他の公務員と同様にほんとうにやる意思があるのかどうかということになってくれば、先ほど千葉委員がいったように、六分を初中局長の通達によって確保するようにというそれが、現状においては二割弱じゃないですか、この資料も文部省にあると思う。東京都においては二割程度、神奈川とその他の府県においては少々、その程度になっておられるけれども、ほとんどがそうならない、こういうふうなことの事態を放置しておいて、何とか他の公務員と同じにするのだと、せっかく向うで決議が上がっておられるけれども、初中局長の威令が行なわれずして、金の面においては空文化しておるといふ事態があれば、これは何としても、一日も早くこういうふうな地味な仕事に従事しておる人を救済していくという温情あふる文部省の態度というものが、教育の土台を培かっていくものだとは考えるわけですよ。他の公務員との差等なきようにほんとうにしますか、これは内藤さん一つはつきりして下さい。

○政府委員(内藤三郎君) 他の公務員と同様の取り扱いができますように最善の努力をいたします。

○岡三郎君 できますように……、今さらできますようにとは何ですか、三十二年にその趣旨にのっとってあなたの方では通達を出しているのですよ。それから三年有半もたつて現状は少し

も改善されておられ、微々たるものだ、これならば事務職員だって怒りますよ、実際に。だから今からすることじゃなくて、今まで不十分であった点はお詫びいたしまして今後改めて、改心するといふと語弊があるから、改めて大いに努力をいたしますと、そう言いなさい。そうでなかったらとても問題にならないじゃないですか。

○政府委員(内藤三郎君) 私は大いに努力すると申し上げたわけであり。今日までも努力をしてきたし、これからも努力するつもりでございます。

「御木亨弘君「教育委員会のことじゃないか」と述べ」

○岡三郎君 御木さん、あなたおかしことを言うね。(「通達をして努力しているんだ」と呼ぶ者あり) 何を、それでは問題にはならぬ。だから私はまあいろいろな問題がありますが、これでやめますが、しかし真剣に同じ教育を振興するものに、そういう一番下の者を切り離して、そうして意欲を欠くようなことをして、名目だけそうなるというのでは情けないというふうな気持ちを私は一応下部の人が持つことは当然だと思ふのですよ。だからやはり上の者が、校長はまだいいとして、校長の手当を下に回してみんなで気持ちよくやろうじゃないかと、こういうふうには校長は考えておると思う。私はこれ以上触れませんが、ぜひとも文部当局においては、事務職員というふうな地味な仕事に従事しておる人たちに、ほんとうに最大限度一つ何とか改善をするような方法をお願いしたい、これだけ申し上げて終ります。

○理事(加瀬完君) 他に御発言ございせんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○理事(加瀬完君) 御発言もないようございまして、質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○理事(加瀬完君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○岡三郎君 今回のこの定時制教育並びに通信教育について、文部省が特段の配慮をもつて手当をつけられたという点については、多くの現場の職員が喜んでおると思ふのです。その点については賛成です。しかし喜びの陰に悲哀をかこつておる、いつまでたつても日の当たるところに出ない、こういうふうな人が、同じ職場の中で仕事をしておる、ここにやっぱり思いやりを持って、いってもらうことが、名実ともにこういうふうな特殊教育といふおる人々にとつては、やはりもう一人も喜ぶと思ふのです。だからそういうふうな点について、今後とも一部分を切り離して、喜びの陰に悲しみを持つような方策ではなくして、何とか全般にこういう恩恵といふか、待遇の改善がいきわたるよう措置していただくことを、条件というて突ですが、そういうことをここに付け加えて本法案に賛成するとともに、事務職員全般についていろいろと考究してもらふ点が多くありますので、これは決議案がただいま出ておるので、そちらへ譲りますが、一つ御努力を

要請して、再び申し上げることになります。賛成をいたします。

○吉江勝保君 私は自由民主党を代表いたします。本法案に賛成の意を表するものであります。

○相馬助治君 私は民主社会党を代表して、本法案に賛成いたします。しかし、事務職員がその職責上、給与体系上、また諸手当等の格差の問題、他の同じ事務職員の学校外の人事交流というふうな点、そういうものについてはきわめて恵まれない立場にあることは実態であるし、そこに不合理な現実の思いがあるから、それらについては別途早急に改善の方途を研究し、実施すべきであるということを要請し、かつ期待して、本法案に賛成します。

○岩間正男君 私は日本共産党を代表してこの法案に賛成します。しかしこの法案は、百パーセント賛成したい、こういうふうな法案であつてはしかなかったのではありません。その理由は、先ほど私は質問の中で申し上げましたから繰り返しません。こういう点について、できるだけすみやかにこの問題を解決する、こういう努力をわれわれは今後の努力として求め、そして当委員会もそういう方向に、また文部当局も進められんことを希望して賛成します。

○理事(加瀬完君) 他に御意見もないようございまして、討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○理事(加瀬完君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。高等学校の定時制教育及び通信教育振

興法の一部を改正する法律案の問題に供します。

本法案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○理事(加瀬完君) 全会一致でございます。よつて本法案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第四百四条による本会議における口頭報告の内容と、第七十二条による議長へ提出する報告書の作成その他の手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○理事(加瀬完君) 御異議ないと認めます。よつてさうに決定をいたしました。

速記をちよつととめて。

「速記中止」

○理事(加瀬完君) 速記をつけて。暫時休憩をいたします。

午後二時二十八分休憩

午後四時五十二分開会

○理事(加瀬完君) 休憩前に引き続き再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十三分散会

昭和三十五年四月五日印刷

昭和三十五年四月六日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局